

## 2 民間給与関係

### 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都府県、政令指定都市及び特別区の各人事委員会

#### (3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 845 事業所  
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。
- ② 調査対象職種 54 職種（一般行政職相当職種 22 職種 その他の職種 32 職種）

#### (4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 179 事業所を無作為に抽出し調査を行った。  
調査完了事業所は、第 11 表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が 7,159 人（初任給関係 429 人、初任給関係以外 6,730 人）であり、その他の職種が 191 人（初任給関係 0 人、初任給関係以外 191 人）である。  
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は 35,696 人であり、このうち、一般行政職相当職種は 34,360 人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産 業 計		事業所 160	事業所 67	事業所 56	事業所 37
農 業 , 林 業 , 漁 業		0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		10	3	3	4
製 造 業		89	37	36	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		24	10	8	6
卸 売 業 , 小 売 業		6	3	0	3
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 貸 貸 業		8	6	1	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		23	8	8	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 2 所、調査不能の事業所が 17 所あった。
- 2 調査対象事業所 179 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 2 所を除いた 177 所に占める調査完了事業所 160 所の割合（調査完了率）は、90.4%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 12 表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
新卒事務員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	216,275 円	223,038 円	211,737 円	207,771 円
	大 学 卒	199,218	203,560	198,537	190,984
	短 大 卒	179,117	180,982	178,736	175,964
	高 校 卒	166,402	168,773	164,437	166,507
新卒技術者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	221,173	231,855	211,086	* 209,480
	大 学 卒	205,041	213,133	201,228	195,348
	短 大 卒	181,441	183,221	180,350	179,789
	高 校 卒	169,449	172,184	167,783	165,257
新卒事務員 ・技術者計	大 学 院 修 士 課 程 修 了	218,689	227,615	211,423	208,483
	大 学 卒	201,816	207,684	199,837	192,703
	短 大 卒	180,197	182,083	179,505	177,239
	高 校 卒	167,852	170,637	165,943	166,033

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「\*」は、調査事業所が 5 事業所以下であることを示す。

## 第13表 民間における職種別給与額等

### その1 給与比較の対象職種

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
支店長	7	55.2	円 590,441	円 75	円 590,366	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	15	53.5	719,332	59	719,273	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	152	52.6	624,404	880	623,524	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	138	53.1	624,072	3,313	620,759	同上
事務部次長	54	51.5	606,951	164	606,787	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	45	52.3	577,299	21,425	555,874	同上
事務課長	340	49.5	541,915	4,494	537,421	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	422	50.2	520,402	9,010	511,392	同上
事務課長代理	92	45.1	483,040	52,835	430,205	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	60	49.9	457,767	47,662	410,105	同上
事務係長	556	45.3	431,340	56,881	374,459	係の長及び係長級専門職
技術係長	644	44.9	450,101	76,514	373,587	同上
事務主任	459	41.3	351,272	38,694	312,578	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	412	38.0	369,231	73,410	295,821	同上
事務係員	1,641	37.3	307,744	37,331	270,413	
技術係員	1,693	35.7	326,700	43,896	282,804	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
教育関係職種	大学学長・副 学長・学部長	人 2	歳 63.0	円 699,115	円 0	円 699,115	
	大 学 教 授	23	62.2	598,973	0	598,973	
	大学准教授	15	51.2	457,469	367	457,102	
	大 学 講 師	3	40.2	390,473	0	390,473	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
高等学校教諭	25	40.3	418,911	9,812	409,099		
研究関係職種	研 究 所 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	9	50.9	609,311	0	609,311	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	9	45.4	485,292	10,452	474,840	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	21	44.8	428,752	12,388	416,364	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	34	36.6	353,561	42,531	311,030	
	研究補助員	17	26.7	293,484	41,174	252,310	
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	2	52.0	293,963	2,423	291,540	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	29	43.1	392,010	101,185	290,825	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下その3において同じ)。

その3 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	*	*	*	*	*	その1の備考欄参照
	事務・技術部長	5	62.3	401,047	0	401,047	
	事務・技術部次長	5	64.9	553,867	128,871	424,995	
	事務・技術課長	8	61.7	454,067	19,965	434,102	
	事務・技術課長代理	—	—	—	—	—	
	事務・技術係長	7	63.1	344,821	47,229	297,592	
	事務・技術主任	3	64.2	389,606	44,983	344,623	
	事務・技術係員	398	62.9	269,840	12,683	257,158	

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 50 人以上 100 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長	
7 級			支店長、工場長、部長、部次長
6 級	課長代理	課長	
5 級			課長
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級			係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第15表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
		大 学 卒	65.3%	(31.4%)	
高 校 卒	47.5%	(39.3%)	(60.7%)	(0.0%)	52.5%

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合であるが、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が100とならない場合がある。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		38.7%	7.6%	0.6%	53.0%
課 長 級		32.6%	12.5%	0.0%	54.9%

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。  
 2 係員及び課長級の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が100とならない場合がある。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目 定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施	増額	減額	変化なし		
			増額	減額	変化なし		
係 員	93.1%	92.2%	33.2%	4.2%	54.8%	0.9%	6.9%
課 長 級	80.5%	78.7%	26.3%	6.0%	46.4%	1.8%	19.5%

第 18 表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		84.1%
配偶者に家族手当を支給する		67.1%
家族手当制度がない		15.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,624 円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,845 円
	配 偶 者 と 子 2 人	24,638 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を 100 とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は 79.8%である。  
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第 19 表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その 1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
50.8%	(27.9%)	(72.1%)	49.2%

(注) ( ) 内は、在宅勤務を実施している事業所を 100 とした割合である。

その 2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
14.4%	85.6%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を 100 とした割合である。

第 20 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級 (非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
55.9%	44.1%	47.6%	52.4%	48.4%	51.6%

第 21 表 民間における賞与等の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (A <sub>1</sub> )
	上半期 (A <sub>2</sub> )	352,129 円	302,064 円
賞与等の支給額	下半期 (B <sub>1</sub> )	761,250 円	632,601 円
	上半期 (B <sub>2</sub> )	789,989 円	650,217 円
賞与等の支給割合	下半期 (B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.16 月分	2.12 月分
	上半期 (B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.24 月分	2.15 月分
年間の平均		4.40 月分	4.27 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

第 22 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100.0%	84.6%	15.4%	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第 23 表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課長級		50.1%	34.7%	49.9%
非管理職		48.9%	34.8%	51.1%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第 24 表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
61.3%	71.1%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。